

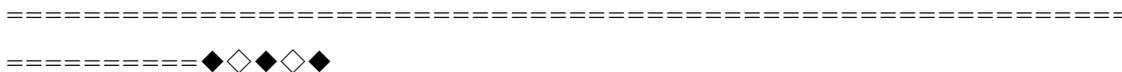
いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOBAL ベトナム法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版

2019年11月28日号をお送りします。

■—法令情報—

【労働】改正労働法案の概要（1）



改正労働法（以下、改正法）は11月20日にベトナム国会で承認され、2021年1月1日より発効する。外資系企業に大きな影響を与える重要な変更点を以下で説明したい。

1. 労働契約の種類

改正法では、季節業務と特定業務の12ヶ月未満の期限付労働契約の規定が削除され、あらゆる労働契約は以下の2種類に分類される。

- 無期限労働契約
- 有期限労働契約（最長36ヶ月、最短契約期間の規定なし）

現行労働法（以下、現行法）で規定されている季節的業務でも12ヶ月未満の特定業務でも、改正法下では有期限労働契約を締結することになる。

また、改正法には、「労働契約の期限が切れた日から30日以内に両当事者は新たな労働契約を締結しなければならないが、新たな労働契約をまだ締結していない間は両当事者の権利と義務は締結済労働契約に従う」ことが明記された。従って、現行法では取り扱いが不明確な部分（労働契約書の期限が終了してから新労働契約を締結するまでの期間の両当事者の権利と義務はどう解釈されるか、との問題）は明確になった。

2. 勤務中の休憩時間

改正法では「連続勤務」の概念は削除され、また勤務中の休憩時間は「1日に6時間以上勤務する労働者は少なくとも30分の休憩を、深夜勤務の場合は少なくとも45分の休憩を取ることができ、またこの休憩時間は勤務時間に加算されない」と規定された。

しかし、交代制勤務に関してのみ勤務中の休憩時間は勤務時間に計算されるので、ご留意頂きたい。

3. 祝祭日

現行法では年間 10 日間の祝祭日が規定されているが、改正法ではベトナム建国記念日（9 月 2 日）の前日か翌日のどちらかに祝日が一日追加されることとなった。具体的な日程は毎年首相によって規定される。

4. 外国人労働者に関する規定

●労働契約締結

現行法では具体的に規定されていないため、外国人労働者もベトナム人同様に期限付契約を 2 回締結した後の更新時には無期限契約を締結するかどうか議論されていたが、改正法では「ベトナムで勤務する外国人労働者を採用する際には、両当事者は合意の上、期限付労働契約を何回でも締結することができる」という規定が追加されたため、無期限契約締結の義務はなく、労働許可証の期限に合わせる取り扱いが明確に実行できるようになる。

●労働許可証発行対象外

改正法では、労働許可証発行対象外リストが追加され、ベトナム人と結婚しベトナムに居住する外国人労働者は労働許可証を取得しなくてもよいことになった。

●労働許可証の有効期限

改正法では労働許可証の期限は最長 2 年間で、1 回だけ（最長 2 年間）延長することができる」と規定された。ちなみに、労働許可証の申請手続きには、「新規申請」と「延長申請」（手続き上、延長申請のほうが簡易）があり、改正法上の「延長」とは「延長申請」を意味する。ある外国人の特定の職位・職務について、新規申請により労働許可証を取得し延長申請を 1 回おこなった後、さらに同一内容の労働許可証を受けるためには、再度「新規申請」手続きを実行しなければならないと解釈される（最長 4 年間しか勤務できないという解釈ではない）。なお、労働許可証取得後に、取得者が実際に行っている業務が労働許可証の許可範囲と異なる場合には労働許可証が失効するとの規定も追加されたので、申請すべき業務（職位）は慎重に検討し、労働契約書にも関連性のある内容を明記するなど、注意する必要がある。

5. 定年退職の年齢

男性労働者については 2028 年に満 62 歳で定年退職となるまで、女性労働者については 2035 年に同じく満 60 歳となるまで、定年退職年齢が 2021 年から毎年調整（漸増）される。具体的には、男性労働者の現行法での定年退職年齢は 60 歳であるが、2021 年から 2028 年まで毎年 3 か月ずつ延長され最終的には満 62 歳となる。一方、女性労働者の定年退職年齢は現行法では 55 歳だが、2021 年から 2035 年まで毎年 4 か月ずつ延長され、2035 年には満 60 歳となる。

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.
